

# 【和訳】流通分野食品安全管理弁法 (商務部令第1号)

## 【免責事項】

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

「流通分野食品安全管理弁法（商務部令第1号）」は、食品流通の秩序を規範化し、食品流通の業界管理を強化し、食品の経営行為を規範化し、食品消費の安全を保障するため、国家の関連法律法規に基づき制定。中国国内における食品流通活動について、本弁法を適用する。

## 「流通分野食品安全管理弁法」 (商務部令第1号)

- 第1条** 食品流通の秩序を規範化し、食品流通の業界管理を強化し、食品の経営行為を規範化し、食品消費の安全を保障するため、国家の関連法律法規に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条** 本弁法にいう市場とは、食品取引活動に従事する卸売市場、小売市場（自由市場、スーパー、百貨店、倉庫方式の会員店、コンビニエンスストア、食品雑貨店等を含む）を指す。  
本弁法にいう販売業者とは、食品の卸売、小売、現場製造販売等の活動に従事する組織又は個人を指す。
- 第3条** 中華人民共和国域内で従事する食品の流通活動について、本弁法を適用する。
- 第4条** 商務部は全国の流通分野における食品安全の業界管理に責任を負う。  
県レベル以上の地方商務主管部門は、当該行政区域内の流通分野における食品安全の業界管理に責任を負い、指導に責任を負い、市場が食品流通の安全を保障する管理制度を設けるように促す。
- 第5条** 市場及び販売業者は、営業許可証等の国家の法律法規の要求する食品経営に関連する証明書、資格証書を取得するものとし、その食品経営環境は、国家食品安全衛生に関する法律法規及び基準に合致するものとする。
- 第6条** 市場には食品安全に責任を負う管理部門を設立し、又は食品安全の管理職員を配備し、当該市場の食品安全の状況を監督、管理させるものとする。
- 第7条** 市場は次の管理制度を設けるものとする。
- (1) 参入契約制度。市場は、市場参入する販売業者と食品安全保証契約を締結し、食品経営の安全責任を明確にする。  
市場と食品生産基地、食品加工場を「市場・生産基地連結」、「市場・工場連結」することで、直接供給の関係を樹立することを奨励する。
  - (2) 販売業者管理制度。市場は販売業者を管理するファイルを設け、販売業者の身分情報、連絡方法、取扱製品及び信用記録等の基本情報を実態の

とおりに記録するものとする。当該ファイルは販売業者の市場退出後も最低2年間保存する。

販売業者ファイルの偽造を禁止する。

- (3) 証票確認制度。市場は、市場にて販売される食品に対し、証票確認を実施し、法に基づき食品の供給業者及び食品安全に関する有効な証明文書を確認し、関連証票の写しを調査に備えて保存しておくものとする。
- (4) 販売台帳制度。市場は販売台帳制度を設け、又は販売業者に販売台帳制度を設けるように要求し、各種食品の生産者、品名、入荷日時、産地由来、規格、品質等級、数量等の内容を事実のとおりに記録する。卸売業務に従事する場合、販売の対象、連絡方法、日時、規格、数量等の内容も記録する。
- (5) 不合格食品の市場退出制度。関連行政主管部門が公布した不合格食品については、市場は直ちに販売を停止し、記録ファイルに記録するものとする。

市場において販売される食品に安全上のリスクが存在することを発見した場合、法定資格を有する検査機構の確認を経て、市場は直ちに販売を停止し、法に基づき関連部門に通報し、処理するものとする。

**第8条** 市場がグリーン市場認証を申請し、相応する認証マークを使用することを奨励する。

偽造した前項規定の認証マークを冒用、使用することを禁止する。

**第9条** 市場にて現場製造する食品、未包装食品及び生鮮食品の販売については、食品安全を保障する施設設備及び条件を具備し、汚染源から離れており、国家の関連食品安全基準に合致していなければならない。

市場における食品の現場製造は消費者から見える<sup>1</sup>範囲内において行うことを奨励する。

市場においては生鮮食品、加熱食品を分けて販売し、交差汚染を防止する。

**第10条** 商務主管部門は市場巡回制度を設け、市場食品安全管理制度の樹立及びその実施状況につき監督検査を行うものとする。

**第11条** 商務主管部門は、流通分野における食品の安全信用ファイルの管理を強化し、食品安全の市場信用の監督及び信用失墜に対する懲戒システムを完備する。

**第12条** 商務主管部門は、食品流通業界の仲介組織と意見交換、協力のシステムを構築し、業界組織の自律作用を十分に発揮させるものとする。

**第13条** 新聞媒体が本弁法の規定に違反する行為につき、世論による監督を行うことを推奨する。

如何なる組織及び個人も、現地の商務主管部門に対して本弁法の規定に違反する行為を通報、クレーム報告することができる。

**第14条** 市場が本弁法第6条、第7条、第8条第2項の規定に違反する場合は、商務主管部門が警告を与え、期限を定めて改善を命じる。期限内に改善しない場合、1,000元以上5,000元以下の罰金を科す。情状が重大な場合、5,000元以上3万元以下の罰金を科し、併せて社会に公告することができる。

**第15条** 商務主管部門の職員が本弁法の規定に基づかずに職責を履行し、又は職権を濫用する場合、法に基づき行政処分を与える。

**第16条** 本弁法は商務部が解釈に責任を負う。

**第17条** 本弁法は2007年5月1日から施行する。

---

<sup>i</sup>中国語原文は“可是范围内”とあるが、“可视范围内”（「見える範囲内」）の誤りと考えられる。